

望でありました。本件についてお諮りいたしましたところ、全委員異議なく採択と決定した次第であります。

何とぞ当委員会決定とあり御採択くだされんことをお願いいたしまして、はなはだ簡単ではありますが、当委員会での各委員の一部の意見を申し上げまして補足説明いたします。

○議長（貫井喜代次君）

以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第七号に対する委員会の報告は採択と決定であります。

本件は委員会報告とあり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

御異議なしと認めます。よって請願第七号は委員会

報告とあり採択と決定いたしました。

○議長（貫井喜代次君）

次に追加日程第一議案第三十二号 福生市の一般職員

の昭和五十一年三月期期末手当支給条例を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 篠崎俊夫君登壇）

○助役（篠崎俊夫君）

議案第三十二号 福生市の一般職員の昭和五十一年三

月期期末手当支給条例について御説明申し上げます。

まず第一条は目的を定めようとするものでございまして、福生市の一般職員の給与に関する条例第十一条の二第二項の規定に基づきと申しますのは、去る十二月の定例議会最終日に御議決をいただきました今後期末手当の支給率は、そのついで時限条例で定める旨の規定に基づきという意味でございます。次の第二条は支給割合を定めようとするものでございまして、今回の場合百分の五十と定めようとするものでございます。なお今度の年度末手当は、都下二十六市とも一斉に〇・五ヵ月分支給、プラスアルファはなしという回答をいたしておりますが、本市の職員組合はこういう不況の際であるから、プラスアルファなしでもやむを得ない旨を、他市に率先して理事者に

回答してまいりましたものでございます。

この事情を御しんよくいただきまして、慎重御審議をいただき可及的すみやかに、御可決御確定のあらんことをお願い申し上げまして御説明を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十二号については、委員会付託及び討論を省略し、原案において可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案において可決されたい旨の動議が提出されましたが、本

動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は

原案において可決いたしました。

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

委員会審査のために明十三日から二十五日まで十三日間休会いたしたいと思

います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって明十三日から二十五日

まで十三日間、休会することに決定いたしました。

なお、次回本会議は三月二十六日午前十時から開きます。

○議長(貫井喜代次君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時十六分 散会

⑤

福庶発第三千七百十八号

昭和五十一年三月十二日

福生市議会議長

賈 井 喜代次 殿

福生市長 石 川 常太郎 ⑥

追加議案の送付について

昭和五十一年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。
一 議案第三十二号 福生市の一般職員の昭和五十一年三月期期末手当支給条例

写

福庶発第三千七百四十二号

昭和五十一年三月十二日

福生市長 石 川 常太郎 ㊟

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

議案の訂正について

昭和五十一年第一回福生市議会定例会に提案する議案について、次のとおり訂正したので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 議案第二十四号 昭和五十一年度福生市一般会計予算

訂 正 箇 所	誤	正
100頁 4 地域会館管理費 12 役務費説明の項中	電話架設手数料	電 話 料

審査報告

請願審査報告書

- | | | | |
|----|---------|--------------|----------------------|
| 一件 | 名 | 請願第七号 | 中学校における完全給食実施に関する請願書 |
| 二 | 委員会付託月日 | 昭和五十年十二月十二日 | (第四回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会月日 | 昭和五十年十二月十五日 | 午前九時 |
| | | 昭和五十一年一月二十七日 | 午前九時 |
| | | 昭和五十一年三月九日 | 午前九時 |

本委員会に付託された右請願については、審査の結果、つぎの意見を付して採択のうえ、執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

願意は了とされるので、実施について努力されたい。

右のとおり報告いたします。

昭和五十一年三月九日

総務委員会

委員長 田村市郎

福生市議会議長 貫井喜代次 殿

昭和五十一年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長及び
同副委員長の互選結果報告

昭和五十一年度福生市一般会計予算審査特別委員会の委員長
及び同副委員長を互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

一、昭和五十一年度福生市一般会計予算審査特別委員会

委員長

米沢 昭男

同副委員長

小堀 仁七

昭和五十一年三月十二日

昭和五十一年度福生市一般会計予算審査特別委員会

福生市議会議長

貫井 喜代次 殿

委員

市田 政勝

昭和51年度予算資料

昭和51年4月12日

階層	内 容	3才未満児の場合の比較				3才以上児の場合の比較				(年)推定収入
		現 行	改 定	差	第=子以降	現 行	改 定	差	第=子以降	
A	生活保護世帯	0	(11) 0	0	0	0	(114) 0	0	0	4月
B	市民税非課税世帯	0	(12) 0	0	0	0	(122) 0	0	0	
C	1 " 均等割 "	1,600	(7) 1,400	-200	700	1,200	(71) 1,100	-100	550	
	2 " 所得割 "	1,800	(17) 1,700	-100	850	1,500	(81) 1,500	0	750	
	3 " 5,000円未満世帯 "	2,100	(8) 2,000	-100	1,000	1,800	(69) 1,800	0	900	
D	1 所得税	2,500	(6) 2,500	0	1,400	2,100	(115) 2,400	0	1,200	14,400
	2 " 3,000未満 "	3,300	(15) 3,300	0	1,900	3,400	(68) 3,400	0	1,700	1,610
	3 " 15,000 "	4,100	(14) 4,100	0		3,900	(49) 3,900	0		1,810
	4 " 30,000 "	5,200	(20) 5,200	0		4,700	(85) 5,000	300		2,000
	5 " 45,000 "	5,600	(16) 5,600	0		5,200	(74) 5,500	300		2,200
	6 " 60,000 "	7,300	(16) 7,500	200		5,500	(75) 6,500	1,000		2,530
	7 " 90,000 "	10,000	(15) 10,500	500		5,500	(87) 7,000	1,500		2,860
	8 " 120,000 "	11,000	(15) 11,300	300		5,500	(29) 7,400	1,900		3,120
	9 " 150,000 "	11,000	(21) 11,800	800		5,500	(46) 7,800	2,300		3,370
	10 " 180,000 "			1,100			8,200	2,700		3,610
	11 " 210,000 "		12,900	1,900			8,500	3,000		3,800
	12 " 250,000 "		13,900	2,900			8,800	3,300		4,300
	13 " 300,000 "		15,400	4,400			9,100	3,600		4,500
	14 " 350,000以上 "		15,900	5,900			9,500	4,000		

() 上段の数字は該当見数

昭和47年度保育所階層区分表

階層区分	定義及び条件	請求額	請求以上
A 階層	生計保護法による被保護世帯(記号給世帯)	0	0
B 階層	前年度分の市町村民税が非課税の世帯	0	0
C 階層	1 前年度分市町村民税が均等割の世帯	1,400 (700)	1,100 (550)
	2 " 所得割額が5000円未満	1,700 (850)	1,500 (750)
	3 " " 5000円以上	2,000 (1,000)	1,800 (900)
D 階層	1 前年分の所得税額が5000円未満	2,800 (1,400)	2,400 (1,200)
	2 " " 5000円~15000円未満	3,800 (1,900)	3,400 (1,700)
	3 " " 15000~30000 "	4,100	3,900
	4 " " 30000~45000 "	5,200	5,000
	5 " " 45000~60000 "	5,600	5,500
	6 " " 60000~90000 "	7,500	6,500
	7 " " 90000~120000 "	10,500	7,000
	8 " " 120000~150000 "	11,500	7,600
	9 " " 150000~180000 "	11,800	7,800
	10 " " 180000~210000 "	12,100	8,200
	11 " " 210000~250000 "	12,900	8,500
	12 " " 250000~300000 "	15,900	8,800
	13 " " 300000~350000 "	15,400	9,100
	14 " " 350000円以上	16,900	9,500

市階層のみ適用する

階層区分	国資税の課税額	認定する階層
C 1	4,000円以上	C 2
" 2	5,000 "	" 3
" 3	6,000 "	D 1
D 1	7,000 "	" 2
" 2	8,000 "	" 3
" 3	10,000 "	" 4
" 4	12,000 "	" 5
" 5	14,000 "	" 6
" 6	16,000 "	" 7
" 7	18,000 "	" 8
" 8	20,000 "	" 9
" 9	22,000 "	" 10
" 10	25,000 "	" 11
" 11	28,000 "	" 12
" 12	31,000 "	" 13
" 13	34,100 "	" 14

国階層のみ適用する

階層区分	国資税額	認定する階層
C 1	4,000円以上	C 2
C 2	6,000 "	C 3
C 3	8,000 "	D 1
D 1	10,000 "	D 2

熊川武蔵野会館運営協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 この協議会は、熊川武蔵野会館運営協議会（以下「運営協議会」という。）と称し、事務所を熊川武蔵野会館（以下「会館」という。）におく。

(目的)

第2条 運営協議会は、会館の管理運営の適正を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 運営協議会は、福東町会及び武蔵野第2町会に所属する町会長その他当該会長が指名する役員6名をもつて組織する。

(役員)

第4条 運営協議会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	1名
理 事	3名
会 計	1名

2 前項の役員は互選とする。

(役員の任務)

第5条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は運営協議会を代表し、本会を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代理する。

3 理事は、会館運営の諸事項を審議し、実務を行う。

4 会計は、運営協議会の会計事務を行う。

(役員の任期)

第6条 運営協議会の役員の任期は町会役員の期間とする。

(会 議)

第7条 本会の会議は会長が招集し、議長となり次の事項を審議する。

1 会館運営に関する事業計画と予算、決算

2 その他、運営協議会会長が必要と認めた事項

(表 決)

第8条 運営協議会の表決は、出席者の半数以上によるものとする。

(会 計)

第9条 会館運営に要する費用は、当該地域町内会会計から支出する運営費及びその他の収入をこれに充てる。

(会計年度)

第10条 運営協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもつて終る。

附 則

この規約は、昭和50年5月14日から施行する。

会館運営使用規則

(目 的)

第1条 この規則は熊川武蔵野会館（以下「会館」という。）の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(管 理)

第2条 会館の管理については、熊川武蔵野会館運営協議会（以下「運営協議会」という。）が行うものとする。

(使用時間)

第3条 会館の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、運営協議会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用の申請)

第4条 会館を使用するときは、その前日までに運営協議会の承認を受けなければならない。

2 運営協議会は、管理上必要があると認めるときは、使用上の条件を付することができる。

(使用上の制限及び譲渡の禁止)

第5条 使用者は、承認を受けた目的以外に会館を使用し又は、使用の権利を他に譲渡し、あるいは転貸することはできない。

(使用承認の制限)

第6条 次の各号の1に該当するときは、運営協議会はその使用を承認しない。

1 秩序を乱すおそれのあると認めるとき。